附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

2　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用環境・均等部の所掌事務） **第七百六十条の二**　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二　（略） 十三　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関すること。 十四～十七　（略） （企画課の所掌事務） **第七百七十六条の二**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） 十二　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の企画及び立案に関すること。 十三～十七　（略） （指導課の所掌事務） **第七百七十六条の三**　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の実施に関すること。 十～十三　（略）	（雇用環境・均等部の所掌事務） **第七百六十条の二**　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二　（略） （新設） 十三～十六　（略） （企画課の所掌事務） **第七百七十六条の二**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） （新設） 十二～十六　（略） （指導課の所掌事務） **第七百七十六条の三**　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） （新設） 九～十二　（略）

別記様式（表面）

（日本産業規格B列8）

第　　号　　立入検査証

写

官　職
氏　名

年　月　日生

上記の者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第20条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日

真

厚生労働大臣又は都道府県労働局長　印

別記様式（裏面）

（日本産業規格B列8）

特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第11条　中小企業庁長官は、第7条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　公正取引委員会は、第8条及び第9条第1項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）

第20条　厚生労働大臣は、第18条（第14条に係る部分を除く。）及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　厚生労働大臣は、第18条（第14条に係る部分に限る。）及び前条第3項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。

3　第11条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入検査について準用する。

（厚生労働大臣の権限の委任）

第23条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第24条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第11条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第25条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

厚生労働省関係特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律施行規則（抄）

（権限の委任）

第8条　法第17条第2項、第18条、第19条、第20条第1項及び第2項並びに第22条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。